



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 生活保護法施行細則の一部を改正する規則（福祉・援護課）…………… 1
告 示
- 生活保護法による医療扶助のための施術を担当させる指定施術機関の指定（福祉・援護課）…………… 10
- 生活保護法による医療扶助のための施術を担当させる指定施術機関の名称の変更の届出（福祉・援護課）…………… 10
- 生活保護法による医療扶助のための施術を担当させる指定施術機関の所在地の変更の届出（福祉・援護課）…………… 10
- 公 告
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請・2件（県民生活課）…………… 11
- 特定調達契約に係る落札者の決定（警察本部地域課）…………… 11

規 則

生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 7月23日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第74号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則（昭和58年沖縄県規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1号様式表面中「(表)」を削り、同様式裏面を削る。

第2号様式及び第3号様式を次のように改める。

第2号様式（第2条関係）

保 護 台 帳 (1)

開始年月日：

基準日：

作成年月日		地 区		ケースNo.								
フリガナ世帯主氏名		居 住 地		(電話)								
保 護 歴	開始年月日	廃止年月日	本 籍		(電話)							
			住 民 登 録 地 (外国人登録地)									
世 帯	世番 帯 員 号	フリガナ 氏 名	続 柄	性 別	生 年 月 日	年 齢	学 歴	職 業 特 技 現 職	心 身 の 状 況	医 他 療 法	国 民 年 加 入	金 入 適 要

構成状況														
住宅付近の略図	(社会環境)													
担当民生委員														

保 護 台 帳 (2)

係 累 図

不在者の状況	氏 名	続柄	性別	生年月日	職業	転出原因	転出年月日	現在地	扶養能力の有無及び程度		
扶養義務者の	氏 名	住 所	続柄	性別	生年月日	職 業	家 族 数	生計中心者との続柄	生活程度	親疎の状況	扶養能力の有無及び程度

状 況																				

保 護 台 帳 (3)

住 居 の 状 況	住 宅		間 取 図											
	構 造													
	広 さ	延 面 積	m ²											
		間 数												
	宅 地													
	広 さ													
	固定資産税の減免													
	家賃・地代、家主・地主の住所・氏名												円	
			住所											
			氏名											
住 宅 環 境	水 道 設 備				配電設備									
	便 所				風 呂									
	衛 生 等 の 状 況				〔 〕									
資 産 の 状 況	土 地	地目	面積	活用状況	処分の要否	課税評価額	固定資産税額	時価（見積額）	備 考					
		宅地	m ²			円	円	円						
		田	m ²			円	減免適用	円						
		畑	m ²			円		円						
		山林	m ²			円		円						
		他	m ²			円		円						
	建 物	種別	面積	活用状況	処分の要否	課税評価額	固定資産税額	時価（見積額）	備 考					
		住宅	m ²			円	円	円						
			m ²			円	減免適用	円						
		m ²			円	円								
	借 地	地目	面積	所有者の住所氏名				借 地 料	備 考					
		田	m ²					円						
畑		m ²					円							
そ の 他 （ 動	品 名	数量	時価（見積額）	処 分 の 要 否	備 考									
			円											
			円											

〔産〕 (例示) 自動車、バイク、ピアノ、ステレオ、ビデオ、クーラー (エアコン)、農業用機械、船、家畜 (ペット)、温水器、貴金属類、その他

保 護 台 帳 (4)

恩給年金等受給状況	種別	受給者氏名	記号番号	当初の認定			改定後の認定		
				受給年月	年額等	備考	受給年月	年額等	備考
					円			円	
					円			円	
					円			円	
					円			円	
生契 命約 保状 保況 の	保険の種類	契約者	被保険者	保険金受取人	保険金額	保険掛金	満期日		
					円 〔入院給付金 円/日〕	円			
負債 の 状 況	債権者	金額	借用年月日		用途	償還期限・方法	摘要		
		円							
		円							
		円							
		円							
		円							
自給・ 贈与 の 状 況	自給の有無及び程度				贈与の有無、程度及び贈与者名				
	米								
	野菜								
	魚介								
特別 基準 設定 状況	一時扶助				住宅費・その他				
	給付年月日	種類	数量	金額	給付年月日	種類	金額		
				円			円		
				円			円		
				円			円		
				円			円		
				円			円		
介護 保	被保険者名	被保険者区分	被保険者番号		保険者	保険者番号			

険					

(注) 被保険者区分欄は、第1号(普通徴収、特別徴収)又は第2号の別を記載する。

第3号様式(第2条関係)

保護決定調書

福祉保健所

支給対象月
支給区分
決定年月日

起案	判決	年	月	日	/	頁
決裁						

地区名	ケース番号	世帯主氏名	開始年月日

担当員	所在地	代表級地	国籍	世帯類型	労働力類型	ケース格付	保護歴	世帯分離	単併

通知No	決定理由	◆過払い・手持ち金・手計算結果等
------	------	------------------

最低生活費認定欄

No	氏名		性別	級地	生活類型	認定率	加算		実費等認定額		学校	教育費	教材代
	生年月日	他法	年齢	基準生活費	冬季加算	認定額	認定率	介護保険料	期末一時扶助	学年	給食費	交通費	

基準生活費	加算	居宅分			別居・入院分			生活費計	住宅費				教育費計	施設事務費	最低生活費
		人数	2類基準額	冬季加算	人数	2類基準額	冬季加算		種別	全員入院	実際家賃額	認定額			

収入認定欄

No	就労収入		夏季賞与等	不就労収入				基礎控除	未成年	特別控除	介護保険料	不就労経費
	(1)	(2)	冬季賞与等	(1)	(2)	(3)	(4)		新規		就労経費	その他経費

収入認定額	分割収入充当額	収入認定総額	控除総額	収入充当額	番号	分割収入充当内訳	番号	分割収入充当内訳

扶助額決定欄									
生活	住宅	教育	施設事務費	計	一時扶助	期末一時扶助	合計	本人支払額	

月分	追給・過支給額								当月 本人支払額
	生活	住宅	教育	施設事務費	計	一時扶助	期末一時扶助	合計	

一時扶助額（再掲）									
	()		()		()		()		()

支払方法	区分	送金先	金融機関	預金種別	口座番号	口座名義（カナ）	金額

第5号様式を次のように改める。

第5号様式（第2条関係）

地区	ケース番号	世帯主氏名
ケ ー ス 記 録 票		
年 月 日		

第34号様式を次のように改める。

第34号様式（その1）（第5条関係）

〒

殿

福祉保健所長

第 号
年 月 日
印

保 護 開 始 決 定 通 知 書

年 月 日付けで申請された生活保護法による保護を下記のとおり開始したので通知します。

記

1 保護の開始内容、認定年月日及び決定した理由

内容	認定年月日	決定した理由

2 保護の種類及び程度

種類	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	合計	施設事務費	施設本人払額
うち施設・病院払						
うち施設・病院払						
うち施設・病院払						

一時扶助						期末一時扶助
種 類						
金 額						うち施設・病院払
支給区分						

あなたが介護（医療）機関に支払う金額（※医療機関への支払の場合は10円未満は切り捨てとなります。）		
本人支払額計	円	円

2の欄のうち別途送金額（福祉保健所から市町村等への納付額）	介護保険料	家賃	学校給食費

3 医療扶助と介護扶助は、現物支給となります。

(備考) (1) この決定に不服があるときは、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に沖縄県知事に対し、審査請求することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

(2) 上記(1)の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、沖縄県知事となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

ア 審査請求をした日の翌日から起算して50日を経過しても裁決がないとき。

イ 決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

ウ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(3) 保護費を受け取る際には、この通知書と印鑑を持参してください。

第34号様式（その2）（第5条関係）

〒

殿

第 号
年 月 日

福祉保健所長

印

保 護 変 更 決 定 通 知 書

生活保護法による保護を下記のとおり変更したので通知します。

記

1 保護の決定内容、認定年月日及び決定した理由

内容	認定年月日	決定した理由

2 保護の種類及び程度

種 類	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	合 計	施設事務費	施設本人払額
うち施設・病院払						
うち施設・病院払						
うち施設・病院払						

うち施設・病院払						
一時扶助						期末一時扶助
種 類						
金 額						うち施設・病院払
支給区分						
あなたが介護（医療）機関に支払う金額（※医療機関への支払の場合は10円未満は切り捨てとなります。）						
本人支払額計		円		円		円
2の欄のうち別途送金額（福祉保健所から市町村等への納付額）			介護保険料	家賃	学校給食費	
戻入額		円		円		円

3 医療扶助と介護扶助は現物支給となります。

- (備考) (1) この決定に不服があるときは、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に沖縄県知事に対し、審査請求することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- (2) 上記(1)の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、沖縄県知事となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。
- ア 審査請求をした日の翌日から起算して50日を経過しても裁決がないとき。
- イ 決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ウ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- (3) 保護費を受け取る際には、この通知書と印鑑を持参してください。

第42号様式を次のように改める。

第42号様式（第13条関係）

生活保護費支給明細書

町村	地区名		担当員	支給年月日	支給区分	頁						
年月分	ケース番号	被保護者世帯主氏名 債権債務者番号	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	医療扶助 医療移送	合 計	介護保険料	住宅費	教育費	差引支給額	備考
								振込口座				

計			円	円	円		円		円					

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

沖縄県告示第430号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

平成25年7月23日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

指定施術機関の名称（施術者の氏名）	指定施術機関の所在地	指定年月日
ふく木堂マッサージ院（伊藝学）	那覇市宇栄原1丁目6番6号	平成24年11月2日
ふく木の里はり整骨院（伊藝学）	金武町字金武7906番地	平成25年5月17日
ハンズワン（前田悦男）	北谷町字吉原715番地2 ショコラヴァーチュ402	平成25年6月3日

沖縄県告示第431号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により、指定施術機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成25年7月23日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

名称の変更

指定施術機関の名称（施術者の氏名）	指定施術機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
サンテ治療院（金成良幸）	石垣市新川353番地1	金成良幸	サンテ治療院	平成25年5月1日

沖縄県告示第432号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により、指定施術機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成25年7月23日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

所在地の変更

--	--	--	--

指定施術機関の名称 (施術者の氏名)	指定施術機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
サンテ治療院(金成良幸)	石垣市字新川353番地1	石垣市字名蔵985番地74	石垣市字新川353番地1	平成25年5月1日

公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成25年9月10日まで縦覧に供する。

平成25年7月23日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 申請のあった年月日 平成25年7月11日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人プロミスキーパーズ
- 3 代表者の氏名 山内昌良
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県那覇市曙3丁目6番24号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、家を持たずに路上生活をしている人々(以下「ホームレス」という。)に対して、食事・宿泊・労働の提供等、基本的人権を尊重し、リハビリ訓練をもって自立させ、社会復帰をするための支援活動を行い、また、母子家庭を支援する団体に対して、活動に関する連絡、助言又は援助の活動を行い、社会に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成25年9月10日まで縦覧に供する。

平成25年7月23日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 申請のあった年月日 平成25年7月11日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人NPO首里
- 3 代表者の氏名 平仲直美
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県那覇市首里平良町1丁目74番地
- 5 定款に記載された目的 この法人は、首里地域住民及び郷友者に対して、伝統文化・芸術の継承と支援、青少年の健全育成及び世界遺産を有する首里地域の環境保全と整備に関する事業を行い、公益に寄与することを目的とする。

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成25年7月23日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 沖縄県警察用航空機エンジン一式の修繕 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県警察本部警務部会計課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 落札者を決定した日 平成25年7月2日
- 4 落札者の名称及び所在地 日本エアロスペース株式会社 東京都港区南青山一丁目1番1号
- 5 落札金額 98,175,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成25年5月10日

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 尚生堂 〒901-2114 浦添市安波茶一丁目6番3号</p>
---	---